



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県税条例施行規則第29条第2項に規定する競技会に関する告示の一部を改正する告示（税務課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止（南部土木事務所） 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（情報基盤整備課） 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（情報基盤整備課） 4
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 5
- 都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課） 6

告 示

沖縄県告示第395号

平成25年沖縄県告示第436号（沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）第29条第2項に規定する競技会に関する告示）の一部を次のように改正し、令和7年10月17日から施行する。

令和7年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

「沖縄県民体育大会」を「沖縄県民スポーツ大会」に改める。

沖縄県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古郡多良間村字仲筋赤ダン2281番5・2281番8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2281番7、字仲筋宮良バ2505番1・2505番10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2505番8
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 飛行場用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第397号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第2項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
知念第 1 加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市 知念字志喜屋地区	のり等養殖業（もずく養殖業）

沖縄県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和 7 年10月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	本部町字伊野波佐伊土間原236番 1 地内	14.5m ～ 17.1m	43.5m
新	本部町字伊野波佐伊土間原236番 1 地内	21.3m ～ 43.6m	43.5m

沖縄県告示第399号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 7 年10月17日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第 2 項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 令和 7 年 9 月29日
- 3 廃止に係る道路の位置 南城市佐敷字兼久親田原105番 3 の一部及び105番 3 地先
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 23.05メートル
 - (2) 幅員 2.32メートル

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 7 年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 全庁共通ファイルサーバシステムの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (1) 営業年数が令和 7 年 4 月 1 日現在において 5 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が1000万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が15人以上であること。
 - (4) 情報システムの構築又は運用に関し直近 3 事業年度以上の営業実績を有していること。

- (5) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 全ての構成員が、(1)から(4)までに掲げる要件を全てを満たしていること。
 - イ 全ての構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 法人にあつては、登記事項証明書
 - エ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - オ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - カ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - キ 情報システムの構築又は運用に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - ク 共同企業体にあつては、共同企業体入札参加確認申請書及び共同企業体協定書の写し
 - ケ 全庁共通ファイルサーバシステム設置・設定業務及び障害対応業務体制証明書
 - コ 全庁共通ファイルサーバシステム機能等証明書
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- (3) 申請書等の受付期間 令和7年10月17日（金曜日）から同年11月7日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和7年12月26日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する全庁共通ファイルサーバシステムの貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 全庁共通ファイルサーバシステムの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和 7 年10月17日付け沖縄県公報定期第5355号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による全庁共通ファイルサーバシステムの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとする全庁共通ファイルサーバシステムの設置及び設定を納入の期限までに円滑に行うことができること並びに全庁共通ファイルサーバシステムに障害が発生した場合において、24時間以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3 (2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和 7 年10月17日（金曜日）から同年11月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900－8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和 7 年10月17日（金曜日）から同年11月 7 日（金曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課のホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年11月26日（水曜日）午後 2 時
- (2) 場所 沖縄県庁14階情報基盤整備課防災無線統制室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和 7 年10月17日（金曜日）から同年11月 7 日（金曜日）ま

で（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4 (2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
- (2) 所在地 〒900－8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5 (1)の日時に 5 (2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 7 年11月26日（水曜日）午前11時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部情報基盤整備課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Articles and Quantity to be leased
Lease of computer equipment for the entire file server system at Okinawa Prefectural Government. (This includes duties concerning installation and set-up.) 1 Set
- (2) Bid opening
Date and Time: November 26, 2025 (Wednesday) 2:00 p.m.
- (3) Division in charge
Information Infrastructure Development Division Department of Planning Okinawa Prefectural Government 1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa, 900-8570 Japan Telephone 81-98-866-2036

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 県道平和の道線（仮称）整備事業
- (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
- (3) 規模 延長7,800メートル（取付道路区間延長400メートルを含む。）

3 対象事業が実施されるべき区域 糸満市

4 事後調査の実施期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所

ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37

ウ 糸満市建設部建設課 糸満市潮崎町一丁目 1 番地

(2) 期間 令和 7 年10月17日から同年11月17日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

(1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098－866－2390

(2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098－867－2614

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画区域区分及び臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 7 年10月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画の名称 区域区分（泊・新港臨港地区）及び臨港地区（泊・新港臨港地区）

2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市港町 1 丁目及び港町 4 丁目

3 縦覧期間 令和 7 年10月17日から同月31日まで

4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市みらい部都市計画課

5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目291番地 1